

日本の専門職養成構造における司書の位置づけ

— 「管理栄養士」「臨床心理士」との比較において —

根本彰[†] 松本直樹^{††} 青柳英治[‡]

[†] 東京大学大学院教育学研究科 ^{††} 大妻女子大学社会情報学部 [‡] 明治大学文学部

本研究は、管理栄養士、臨床心理士の専門職確立過程を検討することによって、日本の専門職の文脈における司書資格の特質を明らかにすることを目的とする。まず、司書資格の特徴と現状を確認したのち、管理栄養士と臨床心理士について、国家・政府、高等教育機関、市場というアクター間のパワーバランスモデルを基礎に、その確立および発展の過程を明らかにした。結果、資格制度改善の継続的な努力、厳格な専門職の認定制度、有資格者の教員配置、専門職としての権限・責任や配置・罰則の制度化、国家/政府・高等教育機関・市場の調整過程、政治的働きかけなどの特徴が明らかになった。これらはいずれも司書養成の制度化の過程において十分展開されてこなかったものである。

キーワード：司書職制度、専門職制度、管理栄養士、臨床心理士

目次

1 はじめに

2 司書資格の状況

3 「管理栄養士」資格

- 3.1 「管理栄養士」養成の仕組み
- 3.2 「管理栄養士」養成体制の推移
 - 3.2.1 資格化前史：1960 年ごろまで
 - 3.2.2 管理栄養士制度の創設：1960 年代初頭
 - 3.2.3 養成施設指定：1960 年代中盤から後半まで
 - 3.2.4 全面国家試験化にむけて：1970 年前後から 2000 年まで
- 3.3 本章のまとめ

4 「臨床心理士」資格

- 4.1 「臨床心理士」養成の仕組み
- 4.2 「臨床心理士」養成体制の推移
 - 4.2.1 資格化前史：1950～1970 年代
 - 4.2.2 資格化の実現：1980 年代

- 4.2.3 文部行政への接近と職域の拡大：1990 年代
- 4.2.4 国家資格化の歩み①：1990～2000 年代中盤
- 4.2.5 国家資格化の歩み②：2000 年代後半～

4.3 本章のまとめ

5 考察

6 おわりに

1 はじめに

図書館情報学は歴史的には図書館員養成という課題から生まれているため、アカデミズムではなくプロフェッショナリズムの領域であると考えられることがある。日本で言えば、図書館についての歴史的・規範的議論、図書館のサービスとマネジメント、図書館員の職務内容と職員制度、専門職団体に依拠した活動、図書館員養成制度などについての議論がそれに該当する。本稿はこのプロフェッショナリズムの立場に立ち、専門職養成制度の比較考察を行うが、その際にこれまでのように外国に参照軸を見出すのではなく、国内の他の職に見出そうとするものである¹。

日本図書館情報学会は 2003 年の創立 60 周年に合わせて、会長が研究代表者となって日本学術

振興会の科学研究費を取得し、図書館情報学教育を改善するための共同研究に着手した。これが通称 LIPER (Library and Information Professions and Education Renewal) であり、その第一期の報告書で示された改革案はその後の同学会の活動の指針の一つになっている。LIPER 改革案の基本的な考え方として、図書館情報学における専門職養成は将来的には大学院レベルに移行することが必要であるとし、そのためにとくに司書課程の質的な改革案を提示している²。

具体的にみると、この報告書は図書館法に司書資格の法的根拠があるとしても、次のような点で通常の専門職に備わっている要件が不足しているとの認識に立っている。

- 1) 図書館法が公共図書館のみの法律で図書館職全般についての法的根拠になっていない
- 2) 図書館法に専門的職業人 (professionals) がもつ権限とその裏腹の責任のどちらも明記されていない
- 3) 養成課程の学歴要件が最低短大・高専レベルである
- 4) 図書館法には大学での養成が書かれているにもかかわらず 2012 年まで行政的には講習会制度しかなかった
- 5) 資格取得に際して国家試験や課程認定のような質的統制手段がないなどである。

これらは、専門職が制度としての要件を備えるためにどうしても欠かすことができないものであるが、大学での養成が 2008 年の図書館法施行規則改正でようやく実現された程度で、ほとんどが 1950 年の法成立当初のままになっているのである。報告書では、一挙にそれらの要件を備えることは難しいとしても、将来的に大学院における情報専門職養成課程に移行することを想定して、その橋渡しのためにいっそうの質的向上をはかる必要があるとし、その手段の一つとして図書館情報学検定試験を実施することを挙げた³。

これまで図書館情報学研究者は、アメリカの養成制度を参照軸として論じることが多かったが、社会的文脈を異にする日本ではそのまま当てはまらないことが多い。アメリカでは、専門的な職業については 19 世紀後半以降、全国的な専門職団体と大学における養成制度が重要な役割を果たし

てきた。図書館員の場合は、アメリカ図書館協会 (ALA) がアメリカの図書館員養成について基準をもち、大学での養成教育の認定を行ってきた。そこでは専門職が国家から自律しているモデルが採用されている。

これに対して、日本では明治以降、国家が内政の個別の問題を細かく定め対応してきた。国や市町村が設置する図書館やその職員養成の問題は文部科学省 (以下文科省とする) の行政の責任範囲内にあり、図書館関係の民間団体は行政機関に働きかけをすることは可能でも、基準策定や認定は国がやることになっていた。これは国家依存のモデルである。

ところが 1990 年代後半以降、行政改革の流れのなかで、規制緩和、地方分権などが明確に示されるようになった。こうした状況で、専門職を定め、質的な基準を明確にして試験や課程認定をおこなうことは明らかに規制にあたるため、それらを行行政的に行うことは以前に比べて難しくなった。LIPER 報告が手段として述べている検定試験は日本の専門職育成において質的な維持をはかるために必要と考えられてきたものであり、公的に行うことが難しくなっていることから学会業務として行うことが提案された。

本研究では、司書の位置づけを明らかにするために、日本の他の専門職制度がどのように確立されていったのか、さらに、専門職養成課程を質的に維持・向上させるためにどのような手段を採用したのかについて調査を行う。その際に、日本の図書館専門職や図書館員養成が依拠してきたアメリカモデルあるいはアングロサクソン系モデルを一旦相対化し、日本の専門職制度を議論する際に必要な分析枠組みとして、橋本鉦市らが採用した国家・政府、高等教育機関、市場 (職場) の三者のアクター間のパワーバランス・モデルを参照する⁴。また、医師の養成や法曹養成においては常に量的規制が問われるが、司書養成が開放制の養成制度であるように量的な規制がほぼ存在していないと見なせる事情を勘案して、質的規制を中心とした点に焦点を当てる。

本研究で取り上げた資格は、一つは、栄養士という国家資格の上位資格としてつくられた管理栄養士であり、もう一つは国家資格ではなく民間資格として、大学院レベルでの養成課程をつくるこ

とに成功した臨床心理士である。管理栄養士を取り上げる理由は、栄養士という国家資格が一旦つくられたあとにそれをもとにしてその上に新たな資格をつくりあげたことが、同様に司書資格のレベルアップを考えている図書館情報学教育にとって参考になると考えられるからである。また、臨床心理士を取り上げるのは、比較的最近になって、民間資格でありながら大学院の養成課程とそれを厳密に評価する過程を導入し、さらに国家資格化を目指して働きかけを行なっているところが参考になると考えられるからである。

本研究では、第2章で司書資格の特徴と現状にいたる過程を述べる。第3章と第4章では、管理栄養士と臨床心理士について、それぞれの資格制度確立の過程を検討する。第5章では、考察として2つの資格の確立過程における共通点を明らかにしたうえで、司書養成をそれらに照らして検討し、司書養成の確立の過程、ならびに現状における問題点を指摘する。検討に際しては、資格付与にかかわる教育や資格認定の方法とともに資格に係わる関係者（アクター）の活動にも注目する。「おわりに」では、本研究の意義と課題を述べる。

2 司書資格の状況

ここで簡単に司書資格の特徴と現在のかたちをとるようになった過程をみておこう⁵。

1950年図書館法（4条）に公共図書館における司書および司書補の資格が明記された。「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称し、司書とは「図書館における専門的事務に従事する」職員であり、司書補は「司書の職務を助ける」職員とそっけない書き方になっている。条文の後半にある公立図書館の職員の規定においても、「当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」（13条）となっているだけである。図書館法には、司書＝専門的職員の権限および責任についての記述はいっさいない。ただ資格をとるための方法が書かれているだけである。

司書資格は戦後の占領期における教育関係の資格確立期に、教員、学芸員などとともに規定された。これらの資格の共通の特徴は、新制大学が養成を行うこと、専門課程だけでなく専攻を問わず資格取得ができる開放制をとったこと、国家試験

を行わず取得単位の認定で資格とすること、の3点に集約できる。しかしながら、他の2資格と比べると教員資格についてはきわめて詳細な規定がある。

教員は業務独占資格に準じる資格と言える。学校教育法によって、学校には相当数の教員を置くことが義務付けられ（7条）、教育上必要があるときは「児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」（11条）などの権限が与えられる。教育関係資格のなかで教員資格だけが「免許状」と呼ばれるのは、教育職員免許法によって、資格取得に関わって詳細な規定があるからである。そのなかでは、普通、特別、臨時的免許状が規定され、また免許状は幼小中高の校種や教科によって細かく分かれている。免許に関して授与できない場合（5条）、失効する場合（10条）、取り上げられる場合（11条）が規定され、さらに2009年から、有効期間が10年と定められた免許更新制（9条～9条の5）が始まった。

教員資格取得のための国家試験はないが、実際の任用の際に試験が行われることで、実質的には試験制度があるものとみなされている。とくに公立学校教員については、教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、その組織運営、公務員としての特殊性についての詳細な規定がある。そして、1958年制定の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」は、公立小中学校の学級編制と教職員の定数の標準について必要な事項を定めることにより、義務教育現場の量的なコントロールを行うことで結果的に質的な統制も行う役割を果たしたものと言える。

日本において専門職資格とはこのような権限および配置の規定とそれに対応する罰則等の責任の規定があることで、制度化が進められていると考えられる。司書資格は権限についての定めがないだけでなく、一度取れば一生有効であると同時に、何か司書としての不正があっても剥奪もされないこととは対照的である。教員資格は都道府県教育委員会に申請して授与されるとともに登録される「免許」であるのに対して、大学で図書館に関する科目を履修するか司書講習を修了したものは、「司書となる資格」（図書館法5条）をもつとされるにすぎない。そのため教育委員会も文科省も正確な

司書資格取得者数を把握していないのである。任用もきわめて少ないので恒常的な採用基準が存在せず、このことが質的な統制が機能していないことに関わっている。

こうしたことについて図書館関係者が無自覚だったわけではなく、とくに1960年代には改革の議論が盛んだった。日本図書館協会では館種を超えた議論が行われ、基盤的な業務について学ぶ養成課程を終えたものに司書資格を与え、その後より発展的に館種別の課程を学ぶものとする改革案を出した⁶。1968年の図書館法施行規則改正の議論においても当初は図書館界の議論を継承して制度自体について論及する議論があったが、結局のところは、講習科目を12単位から19単位に増やしただけで終わった。日本図書館協会における議論は1970年代初頭まで継続したが制度的な変化を起こすには至らなかった⁷。

その後1990年代に再度日本図書館協会や日本図書館研究会を中心として司書制度についての見直しの議論が行われたが、1997年の省令改正の際には科目と単位数の議論に終始し、講習科目は19単位から20単位に増えたにとどまった⁸。2008年の再度の改革の議論の際には、講習に加えてようやく大学における正規課程での養成が合意され、省令改正において両者の単位数は24単位とされた。

このように、司書資格については1960年代に館種を超えた専門職資格を発展的につくることについて議論され、それに一定の合意もあったが制度化にはいたらず、その後は単位数を増やすことが議論の中心であり続けた。文科省での議論が中心となって進められていった司書養成であるが、質の維持・向上のための制度化の議論についてほとんど進展しなかった。講習に加えて大学での正式の養成が始まるのは2012年と法成立後50年以上経過してのことである。

橋本らの議論の枠組みをここに適用してみよう。教員養成の場合、戦後の占領期に新教育を支える新しいタイプの教員に対する市場は大きく、それに応えるために教員養成系の大学に限らずどの大学でも一定の要件で教員養成課程を置ける開放性の原理が採用された。サンフランシスコ条約による独立回復後は、政府の介入が大きくなり教員の質および量ともに文部(科学)省の統制の対象になっていったと言える⁹。それに対して、司書養成

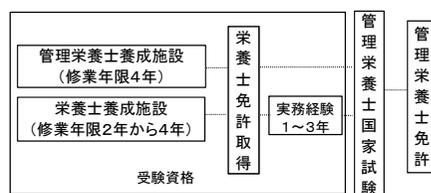


図1: 管理栄養士養成の仕組み

は戦後まもない時期にアメリカの影響によって始まったがそれほど図書館員の市場は大きくなかった。大きくなっていくのは高度成長期以降であり、市場の要請に対応するように大学での養成数は増えていった。しかしながら、量はもとより質的な面についてのそれに見合った統制が行われなかったことが大きな問題だったといえることができる。

3 「管理栄養士」資格

本章では、まず、「管理栄養士」養成の仕組みを明らかにした上で、管理栄養士養成体制の推移を述べるとともに、そのまとめを行う。

3.1 「管理栄養士」養成の仕組み

「管理栄養士」とは厚生労働大臣の免許を受け、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等を業とするものをいう(栄養士法1条2項)。管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が与える(2条3項)。罰金以上の刑に処せられた者などには管理栄養士免許は与えないこともある(同法3条)。管理栄養士はすべて栄養士の資格を有する。

国家試験は、4年制の管理栄養士養成施設を卒業したもの、または栄養士の免許を受けたものが厚生労働省令で定める施設において所定の年限、栄養の指導に従事したのち受けることができる(5条の3)。管理栄養士の養成は131の大学等で行われている¹⁰。2011年度に実施された第25回国家試験の合格率は管理栄養士養成施設新卒者の場合82.1%であるが、その既卒者は14.9%、栄養士養成課程の既卒者は14.2%となっている¹¹。試験科目は10科目で、問題数は200問となっており合格基準は総得点の60%以上である。管理栄養士養成の仕組みは図1のとおりである。また、管理栄養士有資格者の推移は表1に示すとおりである¹²。

管理栄養士の活動領域については、健康増進法、

年度	管理栄養士
1965	1,671
1970	3,487
1975	9,878
1980	18,658
1985	28,097
1990	49,811
1995	71,733
2000	96,677
2005	122,807

表 1: 管理栄養士有資格者の推移

労働基準法、医療法などに必置規定を含む配置規定があり多様な職域が想定されている¹³。

管理栄養士資格は、認定機関の面では国家資格であり、また職業独占との関係では基本的に名称独占資格という特徴がある（6条2項）。

3.2 「管理栄養士」養成体制の推移

本節では管理栄養士制度創設から2000年の全面国家試験化までを4つの時代区分に分けて、3つのアクターの動向をもとに記述していく¹⁴。本章における3つのアクターとは、以下のとおりである。国家・政府とは厚生省・文部省（いずれも当時）、国会議員・議員連盟であり、高等教育機関とは管理栄養士を養成する短大、大学等および養成施設団体である。市場とは職能団体である。

3.2.1 資格化前史：1960年ごろまで

管理栄養士に関連の深い栄養士の養成は佐伯矩が私費を投じて1925年に栄養学校を設立して以降はじめられた。満州事変以降は国民の栄養改善に係わる行政が、内務省（のち厚生省）を中心に活発に展開された。そうした中、1947年に「栄養士法」が成立し栄養士が法定された。成立した栄養士法では、栄養士資格は1年以上の修業期間の栄養士養成施設を卒業するか、厚生大臣の行う栄養士試験合格者に与えられた。

栄養士資格が創設されて間もない1951年、地方自治庁（現総務省に機能吸収）は行政簡素化のため栄養士法廃止を提起した。これは地方公共団体の仕事を拘束する数百の諸法令を改正する一貫として提起されたものである。このことに危機感をもった日本栄養士会は必至の活動を行い、栄養士法廃止を阻止するとともに、栄養改善法を成立させることに成功する。この日本栄養士会は佐伯栄養学校の第一回卒業生による「修食会」をルーツにもつ職能団体であり、以後、栄養士、管理栄養

士の専門性確立の中心を担っていく¹⁵。なお、栄養改善法は栄養士法、調理士法とならぶ栄養行政の柱となる法律であった。2002年、健康増進法が公布されたため現在は廃止されている。

1950年代、私立家政系大学・短期大学が栄養士養成施設の指定を受けるようになり、大量の栄養士が養成されるようになった。しかし、卒業生の多くは栄養士として就職をせず、また就職しても短期間で退職するものが多かった。さらに短期大学においては「栄養学」ではなく、「家庭科」「家政科」「保健科」等を標榜する学科で多くの栄養士が養成されていたため、十分な知識、技能の教授が難しいと考えられていた¹⁶。

有資格者の不十分な専門的知識・技能、さらには職業との弱い結びつきを問題視した厚生省は1958年、栄養審議会において関係者に意見を求めた。その結果、修業年限を3年に延長し、さらには国家試験を実施することを企図した。厚生省のそうした動きに対し日本栄養士会も同様の問題意識から同案に賛成した。

しかし、栄養士養成施設の団体である「全国栄養士養成施設協会」（以下、全栄養協）の特に私立短期大学関係者は現状維持を主張した。理由は私立短期大学において栄養士養成ができなくなるためである。この全栄養協は1958年、全国の栄養士養成施設長からの要望と厚生省の働きかけにより結成された任意団体である。初代顧問には第一次岸内閣（1957年から1958年）の厚生大臣をつとめた堀木鎌三、佐伯栄養学校の佐伯矩などが就いている。当初、全栄養協と日本栄養士会は「表裏一体の関係を保ち」「相提携して仕事をしていかねば」とお互いの連携を重視していたが¹⁷、次第にそれぞれの団体の性格から資格認定の方法や養成のあり方に関し対立を深めていった。

厚生省による栄養士法改正法案は1958年には国会に上程されず、1959年には上程されたが審議未了により成立しなかった。これは先ほど述べたように全栄養協が反対したためである。

この間、厚生省は養成施設に対し教員及び専任教員数の配置、資格の指定基準どおりの付与、生徒定員数の順守、入学資格審査の徹底、科目時間数確保の徹底等を、都道府県知事をおし繰り返し通知している¹⁸。このことは厚生省の養成施設への不信感の表れととらえられる。

3.2.2 管理栄養士制度の創設：1960年代初頭

全米施協は厚生省の案を再検討し、現状の栄養士制度の存続と上級資格創設を主張した。結果、それが先の案との折衷案としてまとめられ、1962年に栄養士法が改正された。新たな栄養士法では「管理栄養士」が創設され、管理栄養士は栄養士のうち「複雑又は困難な」栄養指導業務に従事する適格性を有する者（旧栄養士法1条2項）とされた。このように、養成施設、職能団体、厚生省による議論、そして妥協から、栄養士の上級資格である管理栄養士が創設された。

管理栄養士の登録は厚生大臣の行う管理栄養士試験に合格したもの（旧法5条の2第1号）、または4年制養成施設を卒業したもの（旧法5条の2第2号）と定められた。試験の受験資格には栄養士資格を持ち、かつ養成施設での修業年限に応じて最長2年の実務経験が必要とされた。さらに附則「管理栄養士試験の特例」と「管理栄養士の登録の特例」により長年実務についてきた栄養士は無試験で資格取得が認められた。このように「抜け穴」の多い制度であった。この法律で管理栄養士が全面国家試験化されなかったのは、当時、医師・薬剤師等の国家試験を廃止する動きがあったためと、養成大学の権威を無視するものなどの反対があったためと説明されている¹⁹。

管理栄養士は栄養士の上級資格に位置付けられたものの必置規定はなく、また国家試験の合格率は低かったため資格登録者は期待されたほど増えなかった。1962年には栄養改善法も改正され、集団給食施設における栄養士、管理栄養士配置の努力規定が定められたが、あくまで「努力」にすぎなかった。1970年時点で、栄養士免許取得者は累計で16万人超いたが、管理栄養士は3,487人に過ぎなかった。また、国家試験合格者は少数でほとんどは4年制養成施設卒業後無試験で資格を取得していた。こうした事情から4年制養成施設の教育の充実が管理栄養士の質的統制には不可欠と考えられたが、次に述べるようにこの点に問題があった。

3.2.3 養成施設指定：1960年代中盤から後半まで

1962年の栄養士法改正後、日本栄養士会は養成教育の質を確保する観点から教員の資格要件を厳格化するよう政府に請願・陳情した。また、医科系大学での養成を主張していた。これは、諸外国の

栄養士養成が医科系大学で行われていたことによる²⁰。日本栄養士会によれば、栄養士は医師の行う栄養指導行為から生まれてきた職業であり、そのなかでも調理術と食事療法を「保健的栄養指導」として行ってきたという。

日本栄養士会が教員規定をはじめとして教育の質確保を強く求めたのは、直接的には管理栄養士の質的統制のためだが、その背景には「栄養士」の専門職確立の失敗という経験がある。その失敗が地方自治庁、臨時行政調査会などから「栄養士不要論」が繰り返し出される原因ととらえられていたのである。首長から見れば、栄養士など専門職の配置規定は自治体の人事権を拘束するものであり、できるだけない方が望ましいのである。1951年のことはすでに述べたが、1964年にも臨時行政調査会は資格を活用しない卒業生の多さ、無資格者が就業している施設の多さから、栄養士・管理栄養士の免許試験制度廃止を提起している。

こうしたなか、日本栄養士会は1970年代になるまで、管理栄養士の全面国家試験化を主張しなかった。その理由は、厚生省より医師・薬剤師と同様の危害防止の観点からの国家試験化は難しく、また「管理栄養士乱造」は根拠にならないとの指摘を受けていたためである。また、栄養士法改正にかかわった当事者である日本栄養士会が、法律の成立直後からその改正を求めることについての自制も働いた。

1966年、管理栄養士学校指定規則が示されたが、基準はいまいだだった。そこでは、焦点の教員規定について所定の科目につき「医師」「管理栄養士」及びそれぞれ「同等の知識及び経験を有する者」の配置が求められた。この規定は教員について医師、管理栄養士のみを期待していた日本栄養士会にとって不満の残るものとなった。

1967年、規則に基づいて管理栄養士養成施設の指定がなされたが、それらのなかには栄養審議会に設けられていた養成所部会が示した答申基準に満たない学校も含まれていた。教員規定やこうした指定の実態から、日本栄養士会は方針を転換し、全面国家試験化と必置義務制度確立をセットとした栄養士法改正を働きかけていくことになる。

3.2.4 全面国家試験化にむけて：1970年前後から2000年まで

日本栄養士会はその後、管理栄養士の全面国家試験化と必置義務制度確立に向けた政治的働きかけを強める。そもそも日本栄養士会は政治的働きかけをこれまでも厭わなかった。古くは1951年の栄養士法廃止阻止のため、中山寿彦（自由党、元日本医師会長、国務大臣）、山下義信（日本社会党）などの国会議員と連携をしている²¹。その後も主に自由民主党の重鎮などを顧問に迎えてきた。

1969年、日本栄養士会などの積極的な働きかけのもと、140名あまりの議員を集め調理師・栄養士議員連盟が発足し「必置義務制度の実現」（調理師・栄養士議員連盟規約2条）を目的に活動していく。特に集団給食施設への栄養士、管理栄養士の必置義務化が目指された。日本栄養士会は各県支部に県選出国会議員の顧問議員就任を働きかけるよう要請し、就任後は彼等を紹介議員として請願書の提出を行う一方、選挙時には候補者を推薦している²²。

こうした政治的環境下において1960年代後半以降、厚生省栄養審議会や自民党政務調査会国民栄養対策特別委員会は全面国家試験導入の検討に入った。しかし、全栄養協は管理栄養士の専門職化、職域の拡大には賛成していたが、一旦認可された養成施設についてはその継続を主張した。したがって、全面国家試験化など教育の質を厳格にコントロールすることに対しては反対をした²³。

1974年、医療基本法案の審議と関係し、栄養士法改正の動きがあった。しかし、国会閉会により結局廃案となる。このときの法案は4年制大学による教育、全面国家試験化、栄養士と管理栄養士の一本化など日本栄養士会の運動方針と基本的に一致したものであった²⁴。

日本栄養士会は、1975年、「日本栄養士連盟」を創設する。正会員は「社団法人日本栄養士会」の会員であるものとされ（日本栄養士連盟規約5条）、連盟の目的は「社団法人日本栄養士会の目的を達成するために必要な政治活動を行う」ことである（3条）。この団体はその後、日本栄養士会と一体となって政治活動を行っていく。

1978年、自由民主党本部の調理師・栄養士議員連盟において、日本栄養士会、全栄養協、厚生省が集まり、意見交換会が開かれた。このなかで全

栄養協は全面国家試験化の必要性は認めるが、その前に資格取得者の職場確保のため必置義務化を優先してほしいと要請した²⁵。議員連盟は養成施設側の態度が以前より軟化していると判断し、検討のための小委員会を設置した。しかし、改正法案を詰めていくなかで厚生省から必置規定は困難であることが示されたため、まずは国家試験化を先行させることにした。方針転換について全栄養協は納得せず、あくまで必置義務の制度化を先行させるべきだと主張した。こうした全栄養協と日本栄養士会の対立の図式は自民党内でも繰り返され、文教族（養成施設側）と社労族（職能団体側）が厳しく対立した²⁶。

こうしたなか、日本栄養士会と全栄養協は合意事項のみを政治プロセスにのせることを確認し、懇談の場を継続的に持つことを取り決めた。そして粘り強い両団体の話し合いから1982年4月に全面国家試験化、必置義務化、業務独占について基本的に合意した。同年9月には、規制改革の一環として栄養免許制度廃止との報道がされたが、日本栄養士会と全栄養協は協力して反対運動を展開した。その間も両団体は話し合いを続けたが、厚生省との折衝から、看護婦定数措置基準など関連規則等の改正が必要になるためやはり必置義務化は困難とされた。しかし、このときは全栄養協は反対せず、法案成立に協力した。結局、法案改正審議の最終局面で政治的決着により必置規定が栄養改善法で、国家試験化が栄養士法で定められた²⁷。

養成施設側の態度の軟化は、管理栄養士制度の定着、複雑化する栄養課題への要請という社会背景のもと、管理栄養士を専門職化することが将来的には避けられないとの判断が働いたものと思われる。法律の改正により、管理栄養士の登録はすべて管理栄養士国家試験に合格した者となった。しかし、ここでも養成施設側に配慮し、従来無試験で管理栄養士になることのできた指定大学を卒業したものは国家試験の一部が免除された。この間、日本栄養士会は1982年に専門職として不可欠な自律的倫理規範である「栄養士憲章」を制定している。

1996年、日本栄養士会は会長の諮問機関として栄養士将来像検討特別委員会を組織した。同委員会は生活習慣病が国民健康問題の一つになっている現状に鑑み、管理栄養士の医療職的立場からの

貢献の必要性を指摘した。続いて厚生省は1998年に「21世紀の管理栄養士等のあり方検討会」を立ち上げ管理栄養士の免許化、カリキュラム改正等を提起した。この検討会の報告書を踏まえ2000年に栄養士法が改正され、管理栄養士の定義が再定義された。また、試験の一部免除制度の廃止が決まり、ようやく完全な全面国家試験化が実現した。

3.3 本章のまとめ

1940年代に成立した栄養士制度について、有資格者の職業との結びつきの弱さ、専門的教育の不十分さ、そして地方自治庁（国家）などの自治制度官庁や自治体首長からの栄養士制度否定などもあり、厚生省（国家）、日本栄養士会（市場）は教育の充実と全面的な国家試験化を目指した。しかし、養成に携わる全業協（高等教育機関）は、既得権益保持から改革に反対をした。結局、短期大学に配慮した折衷案から1962年に栄養士の上級資格である管理栄養士制度が創設されたが、養成体制は不十分であり、また抜け道の多いものであった。そのためそれらの不備を改善する活動が展開されることになった。専門的教育と資格取得者の質確保を重視した日本栄養士会（市場）は、政治的プロセスにより状況の打開を図った。しかし、実際の議論の場においては全業協と日本栄養士会の対立は文教族と社労族という形でくり返され、調停は実現しなかった。また、医療系関連資格との制度的整合性も制度確立を複雑にした。最終的には、日本栄養士会（市場）と全業協（高等教育機関）との粘り強い地道な交渉のなかから全面国家試験化が実現することとなった。

4 「臨床心理士」資格

本章では、まず、「臨床心理士」養成の仕組みを4つの観点から明らかにする。次に、「臨床心理士」養成体制の推移を5つの年代に区分し、3つのアクター（国家・政府、高等教育機関、市場）の動向をもとに述べる。最後に、「臨床心理士」養成体制の推移のまとめを行う。

4.1 「臨床心理士」養成の仕組み

「臨床心理士」は文科省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、資格認定協会）が実施する試験に合格した者に付与される資格である。資格試験は、資格認定協会が定めた「臨床心理士資格審査規定」に基づいて実施される。また、

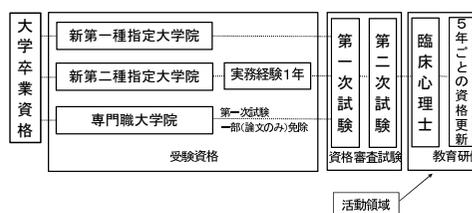


図2: 臨床心理士養成の仕組み

資格認定協会は、「臨床心理士倫理規定」において、臨床心理士に対する罰則に関する事項を、「臨床心理士倫理綱領」において、臨床心理士が担う社会的・同義的責任を定めている²⁸。

以下では、図2に示した4つの観点（受験資格、資格審査試験、教育研修、活動領域）から、臨床心理士養成の仕組みを説明する²⁹。

第一に、受験資格は、7種別あるが、指定大学院（159校：第1種143校、第2種16校）と専門職大学院（6校）の修了者を基本モデルとしている（2011年現在）。各種別によって、実務経験の有無など受験資格の要件に違いがある。

第二に、資格審査試験は、一次試験と二次試験からなる。前者は、マークシート方式による多肢選択法（100問）と論文試験（1テーマについて1,001～1,200字以内）である。後者は、複数の面接試験担当者による口述面接試験である。最終的な合否判定は一次・二次試験を総合して行われる。合格すると所定の手続きを経て、資格認定証書とIDカードが発行される。さらに、「日本臨床心理士名簿一覧」に登録され、関係機関へ送付されることで社会的に公知される。表2は、資格認定協会が認定した臨床心理士の状況を、認定が開始された1988年から直近まで示したものである³⁰。2011年現在、24,666人の有資格者がいる。なお、表中の（ ）内は合格者に占める医師免許取得者数である。

第三に、教育研修は、臨床心理士の臨床実践技能の維持向上を図るため、「資格更新制」をとっている。

この資格では、人間の心に関わる多様な状況を対象とするため、有資格者による自覚的な自己研修のほか、特に、資格取得後の専門資質を担保することが求められる。そのため、教育研修が制度的に整備されることになった。詳細は、資格認定

年度	受験者数	合格者数	合格率	合格者累計
1988	1,841	1,595(23)	86.6	1,595(23)
1990	1,044	731(38)	70.0	3,009(77)
1993	347	231(20)	66.6	4,016(140)
1995	938	676(54)	72.1	5,037(204)
1998	672	503(10)	74.9	6,384(231)
2000	1,175	827(36)	70.4	7,912(292)
2003	2,266	1,450(34)	64.0	11,533(381)
2005	2,905	1,844(17)	63.5	15,097(418)
2008	2,412	1,579(15)	65.5	19,830(467)
2011	2,740	1,661(9)	60.6	24,666(502)

表 2: 臨床心理士有資格者の推移

協会が定めた「臨床心理士教育・研修規定別項」に規定されている。この規定では、資格認定を得た日より満5年を経過する前日までに、6群(種)ある所定の教育研修機会³¹のうち、3群(種)以上にわたり計15ポイント以上を取得することが義務付けられている。

第四に、活動領域は、教育、医療、司法、福祉、産業など多様な職域が想定されているが、実態として、医療・保健と教育の2つの領域で半数³²を占めている。

4.2 「臨床心理士」養成体制の推移

本節では、「臨床心理士」養成体制の確立から国家資格化へ向けての取り組みまでを5つの年代に区分し、3つのアクターの動向をもとに記述していく。なお、本章における3つのアクターは、以下のとおりである。国家・政府とは文部省、厚生省(いずれも当時)、国会議員、議員連盟であり、高等教育機関とは臨床心理士を養成する大学院と学術団体であり、市場とは心理士(師)と各々の職能団体である。

4.2.1 資格化前史：1950～1970年代

1953年に日本応用心理学会は「指導教諭(カウンセラー)設置に関する建議書を提出し、衆参両院で採択された。これを契機に、心理学関連の諸学会に資格化の気運が高まった³³。

1964年に日本臨床心理学会(以下、臨心)が創設され、臨心を核として発足した「心理技術者資格認定委員会」が、1969年から「臨床心理士」の認定を予定していた。しかし、当時の大学紛争の世相を反映して、資格自体のもつ権威性や搾取性、認定方法をめぐり事態は紛糾し、最終的に実現しなかった。

1971年、臨心は学会改革委員会を組織し、「される側(＝クライアント)に学ぶ」という考え方の下に、専門性批判の方向に転じた。そのため、多くの大学教員は臨心を退会し、1982年、日本心理臨床学会(以下、心臨)を立ち上げた³⁴。

4.2.2 資格化の実現：1980年代

1982年に心臨が創設されると資格化の動きが復活・加速した。1988年、心臨を中心に資格認定協会が設立され、民間資格として資格認定が始まった。また、1989年には資格取得者による職能団体として、日本臨床心理士会(以下、臨士会)が発足した³⁵。

心臨は、医療分野に限らない資格認定を目指す立場から、公的団体を設立し、その権威に基づく資格の認定を目標とした。

4.2.3 文部行政への接近と職域の拡大：1990年代

1990年、資格認定協会は、文部省管轄下の財団法人となり、かねてから目標としていた公的団体による資格認定が実現した。所管する官庁が厚生省ではなく、文部省となった背景には、資格認定に際しての学歴要件をめぐり、三者(臨床心理士側と文部省、厚生省)間の立場の違いが関係していた。

臨床心理士側は、資格の認定にあたり、修士レベルの高度な養成基盤を構想していた。一方、厚生省は、他の医療関連資格の慣習を踏襲して、高卒後3年程度の教育期間に基づく受験資格を想定していた³⁶。1991年、文部省は大学審議会において、大学院の拡充と高度な専門職業人の養成機能を重視する方向性を示した。臨床心理士側と文部省の構想と方向性は合致していた³⁷。そのため、臨床心理士側は、資格認定協会の会頭への元文部事務次官や元文部大臣等の就任、臨士会会長の国レベルの各種委員会委員への就任といった人的交流を通して、次第に文部行政との関係を強化していった³⁸。

こうした流れは、臨床心理士に学校教育という新たな職域を確保することにつながった。1995年「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始されると、臨床心理士がその中心的な担い手として指名された³⁹。この事業は、その後順調に発展し、2005年には派遣校数9,546校、派遣されたスクールカウンセラー等の総数は5,321人に達した⁴⁰。

1996年、資格認定協会は、あらかじめ臨床心理士養成の基盤を整えた大学院を指定し、この大学院の修了を受験資格とする指定大学院制を導入した。この制度を導入した背景には、審査過程の円滑化と養成システムの改善を図ることが挙げられる。前者については、臨床心理士資格の人気上昇に伴い、多様な経歴をもつ受験者への対応が困難となり、受験ルートを一歩化する必要が生じたためであった。後者については、制度導入を契機として、臨床心理士養成機関に相応しいスタッフ、カリキュラム、設備などの最低限の要件を定め、教育の質を担保しようとしたためであった。例えば、1種の指定大学院では、担当教員に臨床心理士の有資格者を5名以上配置することなどが求められた⁴¹。

また、資格認定協会による臨床心理士の養成計画は、先述した文部省によるスクールカウンセラー政策とも連動する形で策定された⁴²。

4.2.4 国家資格化の歩み①：1990～2000年代中盤

心理資格の国家資格化は、1984年、宇都宮病院の職員による患者への暴行事件が契機となっている。精神科ソーシャルワーカーと臨床心理技術者は、これまで、無資格専門職種として精神科医療を担ってきたが、この事件を受け、国家資格とすべく検討が始められた⁴³。

心理資格の国家資格化には2つの方法が考えられた。1つは政府提案によるもの、もう1つは議員立法によるものである。医療保健領域の資格は、政府提案によって国家資格化が模索された。厚生省は1990年から2000年にかけて、検討委員会や厚生科学研究班を組織し、臨床心理士資格とは別に、医療分野に特化した資格の制度化を検討し始めた。

1993年には、医療保健領域の職能団体である全国保健・医療・福祉心理職能協会（以下、全心協）が発足し、立法府へ働きかけを行い、衆参両院で心理職の国家資格化を求める附帯決議が数度にわたり決議された。また、全心協と臨士会は、行政府へ働きかけを行い、厚生科学研究班に各団体のメンバーも参加して、国家資格化のための検討がなされた。しかし、特に、心理職の業務について、診療補助職とするか否か（医師の指示が必要か否か）で、両団体の意見がまとまらなかったため、政府提案による国家資格化の道は途絶した⁴⁴。

なお、精神科ソーシャルワーカーについては、1997年に「精神保健福祉士法」として、心理職よりも先に国家資格化が実現した。

政府提案による国家資格化が不調に終わると、全心協と臨士会は、2004年から2005年にかけて、各々にロビー活動を活発化させ、議員立法による国家資格化を目指した。

全心協側では、2004年9月に医療関連学会を中心に「医療心理師国家資格制度推進協議会」（以下、推進協）が結成された。2005年2月には、議員連盟「医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会」が発足した。一方、臨士会側では、2005年3月に臨床心理学関連学会を中心に「臨床心理職国家資格推進連絡協議会」（以下、推進連）が結成された。同年4月には、議員連盟「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」が発足した。2つの議員連盟は、時期を同じくして各々に法案骨子を発表した⁴⁵。

2つの議員連盟は、当時の行政改革を背景として、資格の一本化に向けた調整を行い、「臨床心理士及び医療心理師法案」（通称、2資格1法案）を取りまとめた。この法案は、同年7月に、2つの議員連盟に承認されて、国会への提出が計画された。しかし、日本医師会など複数の医師団体が、反対を表明したため、法案の国会提出が見送られた⁴⁶。

4.2.5 国家資格化の歩み②：2000年代後半～

1990年から2000年代中盤にかけての国家資格化は、行政・政治レベルによる国家・政府主導で行われた。しかし、行政・政治いずれのレベルにおいても、合意形成に至らず不調に終わった。

その後、学術団体主導による合意形成が進められた。具体的には、日本学術会議の心理学・教育学委員会が、「職能心理士」資格の議論を開始し、2008年に対外報告と提言を発表した。提言では、「技術士」の資格モデルに準拠した「職能心理士」制度を提案し、特に、医療の高度化・多様化が求められている状況に鑑み、「職能心理士（医療心理）」の早期実現を主張した⁴⁷。

さらに、同年に40の心理学会の集合体である日本心理学諸学会連合（以下、日心連）が、心理学・心理職関連の各団体との折衝、ならびに国会議員等へのロビー活動を開始した。2009年からは、日心連、推進協、推進連による3団体会談が、国家資格化の調整の場となった。会談では、2資格

1 法案の調整から始まったが、調整が困難であったため、1 資格 1 法案に統合することで議論が進められた。この過程では、臨床心理士側、医療心理師側の双方で歩み寄りがあった。しかし、1 資格 1 法案の合意形成の過程において、臨床心理士側の内部に意見の相違が生じており、3 団体における内部意見の調整などが課題として残されている⁴⁸。

4.3 本章のまとめ

1950 年代から 1970 年代にかけての資格化構想は、学術団体（高等教育機関）主導で行われたが、当時の社会事情や学会改革の余波を受けることによって、挫折を余儀なくされた。1980 年代には、心臨（高等教育機関）主導の下に設立された資格認定協会が、国家・政府を介さない形での臨床心理士の養成体制を確立した。1990 年代になると、臨床心理士側（市場）は、文部省（国家・政府）への接近を背景として、学校教育に職域を拡大し、大学院レベルでの養成基盤を整備した。そのため、臨床心理士の養成計画は、文部省（国家・政府）と臨床心理士側（市場）の合意によって策定される状況にあった。2000 年代に入ると、厚生省（国家・政府）や医療心理職（市場）など臨床心理士の養成に関係するアクターの動きが活発化し、さらに、行政・政治レベル（国家・政府）、学術団体（高等教育機関）による合意形成を目指した国家資格化の動きが起こった。現状では、いずれのアクターも合意形成を成し得ていないが、従来の資格認定協会を中心とした臨床心理士の養成体制が大きく転換する可能性をはらんだ状況となっている。

5 考察

まず、これまで見てきた二つの専門資格の確立過程について、共通点をまとめてみよう。

第一にどちらの資格も最初から今のような制度であったわけではなく、当初つくられた資格が不十分であるとの認識に基づき、関係者の努力でよりよいものにする努力が継続して行われてきたことが挙げられる。管理栄養士の場合は、1947 年に栄養士法が成立したが、資格が不十分であったため、1960 年代に管理栄養士の資格をつくって改善しようとした。その後、さらに改善を積み重ね 2000 年代に国家試験の全面的導入によって、現在の形をとることになった。臨床心理士の場合は、さらに複雑

で、1960 年代から心理学関係者のあいだにあった構想が、1980 年代に関係団体の設立によって実現し、1988 年から資格取得者を輩出し始めた。1990 年代に指定大学院制の構想が実現化し、徐々に制度が整備されて、2000 年代後半に現在のような資格審査過程がつくられた。

第二に、専門職を養成する課程では、いくつかの評価過程を設けることによって質の維持を実現しようとしていることが挙げられる。管理栄養士の場合は、高等教育機関における養成課程についての課程認定がまずあり、修了者は毎年行われる国家試験への合格が義務付けられている。臨床心理士の場合は、あらかじめ臨床心理士養成の基盤を整えた大学院を資格認定協会が指定し、学生はその大学院を修了したあとに、筆記と口述試験への合格が要求される。また資格取得後もポイント制の研修制度があって、5 年ごとの資格更新が義務付けられている。

第三に、専門職養成の過程をプロフェッショナルリズムの領域ととらえて、養成施設の教員の資格要件に有資格者の配置を含んでいることが挙げられる。管理栄養士の場合は、管理栄養士養成施設において「栄養教育論」等を担当する専任教員のうち少なくとも 1 名は管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有するものの配置が求められている。臨床心理士の場合は、例えば 1 種の指定大学院では有資格者を 5 名以上配置することが求められている。

第四に、養成体制を確立する過程で、専門職としての権限・責任、配置（必置）ならびに罰則の規定を含んだ法律や倫理規定を持ち合わせていることが挙げられる。管理栄養士の場合は、権限と罰則の規定は栄養士法において、必置（厚労省令で定め都道府県知事が指定する特定給食施設）の規定は健康増進法において規定されている。臨床心理士の場合は、責任に関する規定は倫理綱領において、罰則に関する規定は倫理規定において定められている。

第五に、養成制度をつくる過程で、国家・政府、高等教育機関、市場の 3 セクター間あるいは特定のセクター内、さらに隣接分野にもまたがる複雑でときに対立するような緊張を含んだ長い検討の過程を含んでいることが挙げられる。管理栄養士の場合は、最初につくられた栄養士資格を守ろう

とする守旧派と、社会に受け入れられるものにするために高い厳密な養成課程をつくらうとする革新派の対立が見られた。臨床心理士の場合は、厚労省と文科省とにまたがる調整が必要であり、さらに隣接の医学分野との調整も求められていた。

第六に、専門的な養成課程をつくる議論は最終的には立法化が欠かせないので、2つの資格とも国会議員に働きかけ組織化する政治的な過程をもったことが挙げられる。臨床心理士が現在に至るまで法的な資格になっていない理由のひとつは、この議員も含んで行った臨床心理士側と医療心理師側との調整が最終的にまとまっていなかったことにある。

次に、上記で明らかにできた2つの資格の確立過程における6つの共通点に照らして司書養成の確立過程を検討する。

第一の資格を改善するための継続的な努力の過程であるが、1960年代から1970年代には日本図書館協会を中心にしてどのように図書館専門職をつくっていくかについての議論が見られたが制度につなげることはできなかった。その後、断片的な立法論の議論はあっても、1990年代、2000年代の司書資格の議論はほとんどが文科省で行われる省令科目をどうするかという行政レベルのものを前提に行われたにすぎない。

第二の評価過程についてはすでに述べたように、課程認定、認定試験、資格更新いずれの制度も存在していない。文科省が行っている養成課程に対する指導はあくまでも形式面での指導であって、内容にかかわる評価をとまっていなかった。

第三の司書養成の過程において有資格者を配置することについては、現状においても文科省が専任教員を2名以上配置するよう指導を行うにとどまっている⁴⁹。

第四の権限・責任や罰則、配置を含んだ法律、倫理規定等を持つことについては、わずかに日本図書館協会によって「図書館員の倫理綱領」が定められるにとどまっている。これも、対象が専門職でないこと、罰則規定がないことから専門職の倫理規定としては不十分なものである。

第五の3つのセクター間の検討の過程であるが、不思議なことに養成機関を代表する組織が存在せず、専門職団体である日本図書館協会内に養成機関の関係者がつくる図書館学教育部会が存在するという入れ子的な組織関係があるだけになってい

る。それぞれの利害にかかわる事項を三者で議論することができない構造になっている。

第六の政治的な活動の過程については、養成機関を代表する組織がないこともあり、ほとんどなかったと考えられよう。

以上のことから、司書養成には、6つの過程がいずれも不十分にしか存在していないことを指摘しなければならない。図書館関係者および図書館員養成の関係者は、1950年図書館法がきわめて不十分な法律であったという認識をもちながらも、少なくとも職員養成の場面でこれを変える努力をせず、そのままに放置してきたといえる。

6 おわりに

本研究では日本の専門職養成構造における司書の位置づけを明らかにするために、司書資格の状況を確認した上で、管理栄養士と臨床心理士の資格制度確立の過程を検討してきた。特に、その過程を国家・政府、高等教育機関、市場という三者間のパワーバランス・モデルから検討することにより6つの共通点（資格制度改善の継続的な努力、厳格な専門職の認定制度、有資格者の教員配置、専門職としての権限・責任や配置・罰則の制度化、三者間の調整過程、政治的働きかけ）を明らかにすることができた。また、そのことについて司書養成の確立過程との違いを明らかにした。

本研究の意義は日本的な文脈における司書資格の位置づけを確認できたことにあるだろう。しかし、ここで取り上げた資格は異なる政策領域の資格であること、さらには歴史的なマクロ政策環境の変化などを考慮に入れると6つの共通点をそのまま今後の司書資格制度確立に役立てられるわけではないことには留意が必要であろう。

本研究では、司書養成課程をめぐる関係者として養成機関関係者の団体が市場のなかになぜ包摂されてしまったかなどについては明らかにしていない。本研究の枠組みではそうした広い文脈から検討が必要と考えられる要因については明らかにできなかった。そのため、別の枠組みによって分析する必要がある。

注

- 1) 日本の図書館専門職養成をめぐる状況についてかつて筆者の一人が批判したことがある。本稿はその続編にあたる。根本彰「図書館情報

- 学における知的貧困”『現代の図書館』vol.39, no. 2, 2001, p. 64-71.
- 2) 『情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究』(研究代表者: 上田修一) 2006, 456p. 入手先 URL: <http://www.jslis.jp/liper/report06/report.htm> (参照:2012-10-13)
 - 3) 根本彰 “今後の図書館員養成と検定試験構想” 『図書館雑誌』 vol. 103, no. 4, 2009, p. 229-232.
 - 4) 橋本鉦市編著『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部, 2009, 255p.
 - 5) 以下の歴史的記述は次の文献で発表したことを要約したものである。根本彰 “図書館員養成と大学教育—研究と現場の関係を踏まえながら” <日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成(シリーズ・図書館情報学のフロンティア No.6)』勉誠出版, 2006> p. 1-20.
 - 6) “図書館学教育改善試案” 『図書館雑誌』 vol. 59, no.9, 1965, p. 406-411.
 - 7) 根本彰 “40年の空隙を埋める—1968年省令改正と今” 『日本図書館協会図書館学教育部会会報』 no. 81, 2007, p. 11-13.; 根本彰 “司書講習等の改善に関することについて(報告)(1967)の解説” 『日本図書館情報学会誌』 vol. 53, no.3, 2007, p. 172-182.
 - 8) 高山正也 “図書館学教育の刷新—司書養成のための省令科目の改正に伴うカリキュラムの導入の現状と問題点” 『図書館雑誌』 vol. 91, no. 12, 1997, p. 990-991.; 葉袋秀樹 “大学において履修すべき図書館に関する科目” 案—これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告から” 『図書館雑誌』 vol. 103, no.4, 2009, p. 206-209.
 - 9) 高橋哲 “教員—未完の計画養成”(前掲4) p. 104-125.
 - 10) “全国栄養士養成施設協会~200を越える栄養士・管理栄養士の資格を取得可能な学校を紹介” 入手先 URL: <http://www.eiyo.or.jp/> (参照:2012-10-31)
 - 11) 厚生労働省 “管理栄養士国家試験実施状況” 入手先 URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/eiyou.c.pdf> (参照:2012-8-25)
 - 12) 鈴木道子, 片山一男 “管理栄養士・栄養士養成教育システム構築に係る日本栄養士会の役割” 『尚絅学院大学紀要』 no. 62-63, 2011, p. 89.
 - 13) 鈴木道子 “日本における栄養士・管理栄養士制度と養成システムの変遷” 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 vol. 57, no. 1, 2008, p. 445-457.
 - 14) 以下の記述は前掲13)の他, 以下の文献を参考にした。鈴木道子 “栄養士・管理栄養士養成機関の多様性とその変遷” 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 vol. 58, no. 1, 2009, p. 33-56.; 鈴木道子 “管理栄養士—養成システムの二重構造”(橋本編著, 前掲4) p. 165-203.
 - 15) 日本栄養士会は1959年に社団法人として認可されている。なお, 現在の会員数は6万人弱である。また, 資格活用者中の組織率は65%前後と考えられる(前掲13)による)
 - 16) “会議「栄養審議会総会」開かる” 『栄養日本』 vol. 3, no. 5, 1955, p. 32.
 - 17) 大磯敏雄 “全国栄養士養成施設協会の発足と日本栄養士会との提携について” 『栄養日本』 vol. 1, no. 11, 1958, p. 1.
 - 18) 以下の厚生省公衆衛生局長通知による。1958年7月7日衛発第597号, 1959年6月15日衛発第560号。
 - 19) “急告 管理栄養士制度上の法改正は総会の議決になっていない—誤伝を正す—” 『栄養日本』 vol. 8, no. 11, 1965, p. 24.
 - 20) “質問箱” 『栄養日本』 vol. 9, no. 8, 1966, p. 26-27.
 - 21) 田中静雄 “今年こそ栄養改善丸にZエンジンを!!” 『栄養日本』 vol. 5, no. 1, 1962, p. 4-5.
 - 22) 張野章順 “支部における政治活動の思い出と提言” 『栄養日本』 vol. 20, no. 2, 1977, p. 35.
 - 23) “栄養士と政治” 『栄養日本』 vol. 14, no. 6, 1971, p. 5.
 - 24) 久我達郎 “5月7日参議院社会労働委員会に社会党藤原道子議員より提案された「栄養士法の全部を改正する法律案」” 『栄養日本』 vol. 17, no. 7, 1974, p. 15-19.
 - 25) 田島治郎 “栄養士連盟ニュース” 『栄養日本』

- vol. 21, no. 12, 1978, p. 19.
- 26) “栄養士資格で身内の争い 栄養士会国家試験で厳しく 養成施設協会予備校化招く恐れ” 朝日新聞(夕刊) . 1981.2.10, p. 10.
 - 27) 経緯については以下の文献に詳しい。田島治郎“栄養士法等の一部改正・ついに実現”『栄養日本』vol. 28, no. 8, 1985, p. 2-3. なお、栄養改善法では集団給食施設であって栄養改善上特別の給食管理が必要なものとして都道府県知事が指定したものの設置者は、当該施設に管理栄養士を置かなければならないと定められた(栄養改善法9条の2)。
 - 28) 日本臨床心理士資格認定協会『平成21年度臨床心理士関係例規集』日本臨床心理士資格認定協会, 2009, p. 24-28.
 - 29) (財)日本臨床心理士資格認定協会監修『新・臨床心理士になるために [平成23年版]』誠信書房, 2011, 49p.
 - 30) 日本臨床心理士資格認定協会ホームページ“臨床心理士資格認定の実施”入手先 URL: <http://www.fjcbcp.or.jp/nintei-1.html>(参照:2012-10-10)
 - 31) (財)日本臨床心理士資格認定協会が主催する①「臨床心理士のための研修会」「心の健康会議」への参加, ②「全国大会」地区, 都道府県単位の当該臨床心理士会が主催する「研修会」への参加, ③同協会が認める関連学会での諸活動への参加, ④臨床心理学に関するワークショップ, 研修会への参加, ⑤スーパーヴァイジー経験, ⑥臨床心理学関係の公刊研究論文, 著書の出版 の6群(種)となっている。
 - 32) 医療・保健 28.3%, 教育 23.7%となっている。一般社団法人日本臨床心理士会パンフレット(2009)
 - 33) 末永清“臨床心理士:その資格と仕事”『刑政』vol. 106, no. 6, 1995, p.34-40.
 - 34) 太田裕一“臨床心理士・医療心理師の国家資格化を巡って”『精神医療』no. 42, 2006, p. 81-86.
 - 35) 前掲33)
 - 36) 岡部祥平“厚生省所管の資格法制化その後の経緯をめぐって”『心理臨床学研究』vol. 5, no. 1, 1987, p. 73-76.
 - 37) 村山正治, 滝口俊子“臨床心理士の養成と訓練”『心理臨床学研究』vol. 12, no. 4, 1995, p. 393-409.
 - 38) 日本臨床心理士会“河合隼雄先生と関係四団体等の展開”『日本臨床心理士会雑誌』vol. 16, no. 3, 2007, p. 18-19.
 - 39) 大塚義孝“平成6年度事業報告と今後の課題”『臨床心理士報』vol. 6, no. 2, 1995, p. 3-13.
 - 40) 村山正治“スクールカウンセラー事業の最近の動向”『日本臨床心理士会雑誌』vol. 15, no. 1, 2006, p. 29-34.
 - 41) 丸山和昭“カウンセラー養成の質保証システムの形成過程:臨床心理士を中心に”『日本の専門職コンピテンシー抽出と質保証システム構築のための横断的分析(中間報告)(2009~2010年度科学研究費補助金・挑戦的萌芽研究中間成果報告書. 研究代表者橋本鉦市), 2011』p. 78-92.
 - 42) 丸山和昭“臨床心理士:学術団体による養成体制の構築”(橋本編著, 前掲4) p. 184-203.
 - 43) 宮脇稔“心理職の国家資格”『精神医療』no. 61, 2011, p. 96-110.
 - 44) 前掲34)
 - 45) 前掲34)
 - 46) 前掲41)
 - 47) 日本学術会議“医療領域に従事する『職能心理士(医療心理)』の国家資格法制の確立を”2008, 入手先 URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t62-8.pdf>(参照:2012-8-5)
 - 48) 前掲41)
 - 49) 文部科学省“改正司書養成科目に関する Q&A”入手先 URL :http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/1283540.htm (参照:2012-10-30)

A Study of the Professionalism of Certified Librarians in the Context of Japanese Professionalism: A Comparison with Registered Dietitians and Clinical Psychologists

Akira NEMOTO [†] Naoki MATSUMOTO ^{††} Eiji AOYAGI [‡]

[†] Graduate School of Education, the University of Tokyo

^{††} School of Social Information Studies, Otsuma Women's University

[‡] School of Arts and Letters, Meiji University

The purpose of this paper is to investigate the professionalism of certified librarians in comparison with that of registered dietitians and clinical psychologists. We first examined the traits of and the situations encountered by librarians. Then, we investigated the establishment process of the professionalism of registered dietitians and clinical psychologists based on the power balance model, involving the government, institutions of higher education, and the labor market. As a result, we identified the following six characteristics: (1) successive effort to improve professionalism; (2) a strict certification system; (3) assignment rule of professionals as faculty; (4) institutionalization of authority, duty, penalty, and job for profession; (5) coordinated effort by the government, higher education institutions, and the labor market; (6) political promotion. These activities were not adequately observed in the establishment process by certified librarians.

Keyword : Professionalism of Certified Librarian, Professionalism, Registered Dietitian, Clinical Psychologist